

くしきのし たぶんかきょうせいしん
いちき串木野市多文化共生推進プラン

Ichikikushikino City Multicultural Coexistence Plan



れいわ ねん ねん がつ
令和4年(2022年)3月
くしきのし
いちき串木野市

【はじめに】



ごあいさつ

日本における在留外国人の増加や多国籍化、国際化の進展により、多様性・包摂性のある社会に向けた環境整備をはじめ、多様な国籍や民族の人々が、互いに文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生のまちづくり」が重要になってきております。

本市では、平成29年3月に「いちき串木野市第2次総合計画」を策定し、基本構想の教育文化において、「国際化に対応した人材・団体の育成や外国人住民にも暮らしやすいまちの実現等」を定めておりますが、今後益々、外国人住民の増加が見込まれることから、多文化共生社会の推進を図るために「いちき串木野市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

プラン策定にあたっては、本市における多文化共生の意識の把握と醸成のため、市役所職員、外国人を雇用する市内事業所、外国人住民、地域住民を対象に多文化共生に関するアンケート調査を実施しました。

また、プランの内容につきましては、アンケート結果を踏まえた上で、関係機関や団体、外国人住民により構成された「いちき串木野市多文化共生推進懇話会」において、様々な個別施策に至るまで、広く深く御検討いただきました。

こうして策定されたプランを、市民の皆様方や多種多様な主体と連携・協働を図りながら実現していくことで、外国人住民に選ばれるまちを目指した多文化共生のまちづくりを推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民並びに市内事業所の皆様をはじめ、熱心に御検討いただきましたいちき串木野市多文化共生推進懇話会委員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

いちき串木野市長 中屋謙治

もく じ
目 次

I. プラン策定の基本的な考え方	- 5 -
1 背景と趣旨	- 5 -
2 プランの位置づけ	- 8 -
3 計画期間	- 8 -
II. 外国人住民の現況等	- 9 -
1 外国人住民の推移	- 9 -
III. 多文化共生施策の基本的な考え方	- 14 -
1 基本理念	- 14 -
2 基本的施策	- 15 -
(1) コミュニケーション支援	- 15 -
① 情報の多言語化	- 15 -
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	- 18 -
(2) 生活支援	- 19 -
① 居住	- 19 -
② 教育	- 20 -
③ 労働環境	- 22 -
④ 医療・保健・福祉	- 23 -
⑤ 防災・交通安全	- 25 -
⑥ その他	- 27 -

	いしきけいはつ しゃかいさんかくしえん	
(3)	意識啓発と社会参画支援	- 28 -
	ちいきしゃかい たい いしきけいはつ ちいきしゃかい こうりゅう	
①	地域社会に対する意識啓発（地域社会との交流）	- 28 -
	がいこくじんじゅうみん じりつ しゃかいさんかく	
②	外国人住民の自立と社会参画	- 30 -
	ちいきかっせいか すいしん か たいおう	
(4)	地域活性化の推進やグローバル化への対応	- 32 -
	じどう せいと えいごりょく こうじょう	
①	児童・生徒の英語力の向上	- 32 -
	しみん いぶんか した とりく	
②	市民が異文化に親しむ取組み	- 35 -
	しまいとしこうりゅうとうじぎょう そくしん	
③	姉妹都市交流等事業の促進	- 36 -
	すいしんたいせい	
3	推進体制	- 37 -
	たいけいず	
IV.	プランの体系図	- 38 -
	《 参 考 》	- 39 -
1	いちき串木野市多文化共生推進プラン策定の主な経過	
2	いちき串木野市多文化共生推進懇話会における基本理念（案）の選定経緯	
3	いちき串木野市多文化共生推進懇話会設置要綱（令和3年3月26日告示第65号）	
4	いちき串木野市多文化共生推進懇話会委員名簿	

I. プラン策定の基本的な考え方

1 背景と趣旨

私たちの国では、社会・経済のグローバル化が進展する一方、少子高齢化による人口減少など社会環境が大きく変動しています。

このような中、地方公共団体において外国人住民施策が全国的な課題となりつつあることから、国は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しているとし、地方公共団体においてはこれまでの「国際交流」と「国際協力」といった2本柱に、新たに「地域における多文化共生」といった第3の柱を加え、地域の国際化を一層推し進めることが求められているとしました。

このような認識のもと、総務省が平成18年(2006年)3月に地方公共団体における多文化共生に関する指針・計画の策定に資するため「地域における多文化共生推進プラン」を策定しており、令和2年(2020年)9月には、近年の、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえた改訂を行っております。

ほんし こくさいこうりゅうじぎょう べいこく しゅう
これまでの本市の国際交流事業としましては、米国カリフォルニア州サ
し しまいと しこうりゅうじぎょう さつまはんえいこくりゅうがくせいとおう ち
リナス市との姉妹都市交流事業や、薩摩藩英国留学生渡欧の地であること
えいこく しょくいんはけん こうりゅう おこな
から英国への職員派遣などの交流を行ってきております。

がっこうきょういく しょうがっこうがくしゅうしどうようりょう かいてい れい
また、学校教育においては、小学校学習指導要領の改訂により、令
わ ねんど しょうがくだい がくねん だい がくねん えいご きょうかか だい
和2年度から小学第5学年と第6学年では英語が教科化となり、また、第
がくねん だい がくねん がいこくご えいご かつどう と い
3学年と第4学年で外国語(英語)活動が取り入れられることとなり、ますま
こくさいか しんてん なか えいごきょういく じゅうよう えい
す国際化が進展していく中で「英語教育」は重要なものとなっており、英
ごりょく のうりょく こうじょう はか もと
語力、コミュニケーション能力の向上を図ることが求められています。

ほんし じどう せいと えいごりょく こうじょう こくさいか しんてん
こうしたことから、本市の児童・生徒の英語力を向上させ、国際化が進展
しゃかい たいおう じんざい いくせい こくさいこうようご えいご み
する社会に対応する人材を育成するとともに、国際公用語である「英語を身
ぢか かん もくひょう へいせい ねんど ねんど こく
近に感じることができるまち」を目標として、平成28年度(2016年度)から、国
さいこうりゅうじぎょう えいご すいしん とりく つと
際交流事業として「英語のまち」を推進する取組みに努めてきました。

いっぽう じゅうらい ちゅうごく くわ ぎのう
その一方、従来からの中国やフィリピンに加え、ベトナムなどからの技能
じっしゅうせい かみむらがくえんせんしゅうがっこう にほんごがっかりゅうがくせい
実習生や、神村学園専修学校の日本語学科留学生としてのベトナム、
ちいき がいこくじんじゅうみん ぞうか
ネパールなどアジア地域からの外国人住民が増加してきています。

ほんし じんこうげんしょうか しょうしこうれいか しんこう かんが がいこくじんじゅうみん
本市の人口減少化、少子高齢化の進行を鑑みると、外国人住民は、
きぎょう こようしゃかくほたいさく かぎ ちいきかつどう にな て
企業における雇用者確保対策だけに限らず、地域活動の担い手となるなど、
ほんし ちいきかつせいか ちいきじゅうみん じんざい きたい
本市の地域活性化のための地域住民(人材)として期待されます。そのためにも、

ちいきじゅうみん がいこくじんじゅうみん こうりゅう ふか そうご せいかつしゅうかん ぶんか ちかかん
地域住民と外国人住民が交流を深め、相互の生活習慣や文化、価値観

りかい みと あ がいこくじんじゅうみん せっきょくてき ちいきかつどう さんかく もと
を理解し、認め合い、外国人住民の積極的な地域活動への参画を求め、

さまざま ちいきかつどう とも と く ひつよう
様々な地域活動に共に取り組んでいく必要があります。

ほんし じゅうらい こくさいこうりゅうじぎょう えいご
このようなことから、本市では、従来の国際交流事業としての「英語の

とりく すいしん たぶんかきょうせい と ま かだい きほんてき かんが
まち」の取り組みを推進しつつ、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え

かた せいり しみん しみんだんたい きぎょう かくしゅだんたい ぎょうせい きょうどう
方を整理するとともに、市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働

たぶんかきょうせい けいかくてき そうごうてき てんかい
して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「いちき

くしきのしたぶんかきょうせいすいしん さくてい
串木野市多文化共生推進プラン」を策定しました。



2 プランの位置づけ

このプランは、総務省が平成18年(2006年)に策定し、令和2年(2020年)に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画です。また、最上位計画である「第2次いちき串木野市総合計画」をはじめ、「第2期いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」など関連する個別計画との整合性を図り策定しました。

3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。なお、その間著しい社会情勢などの変化があった場合には、必要に応じて見直すこととします。



Ⅱ. 外国人住民の現況等

1 外国人住民の推移

いちき串木野市では、令和3年(2021年)3月末日時点の住民基本台帳にお

ける外国人登録人口が225人(186世帯)となっています。

平成22年(2010年)に入管法が改正され、在留資格「技能実習」が創設されると、本市においても徐々に技能実習生が増加しだし、平成24年

(2012年)に50人だった外国人登録人口は、令和元年(2019年)には235人

とピークを迎え、令和2年(2020年)は225人と、ここ近年急激に増加してきています。

また、外国人住民の国籍別で見ると、令和3年(2021年)3月末日時点で

はベトナムが103人と最も多く、次いで中国40人、フィリピン39人、ネパール

14人となっており、ベトナム国籍及び中国国籍の外国人住民が年々増加

している傾向にありますが、フィリピン国籍、ネパール国籍の外国人住民は、

横這いまたは微減となっています。

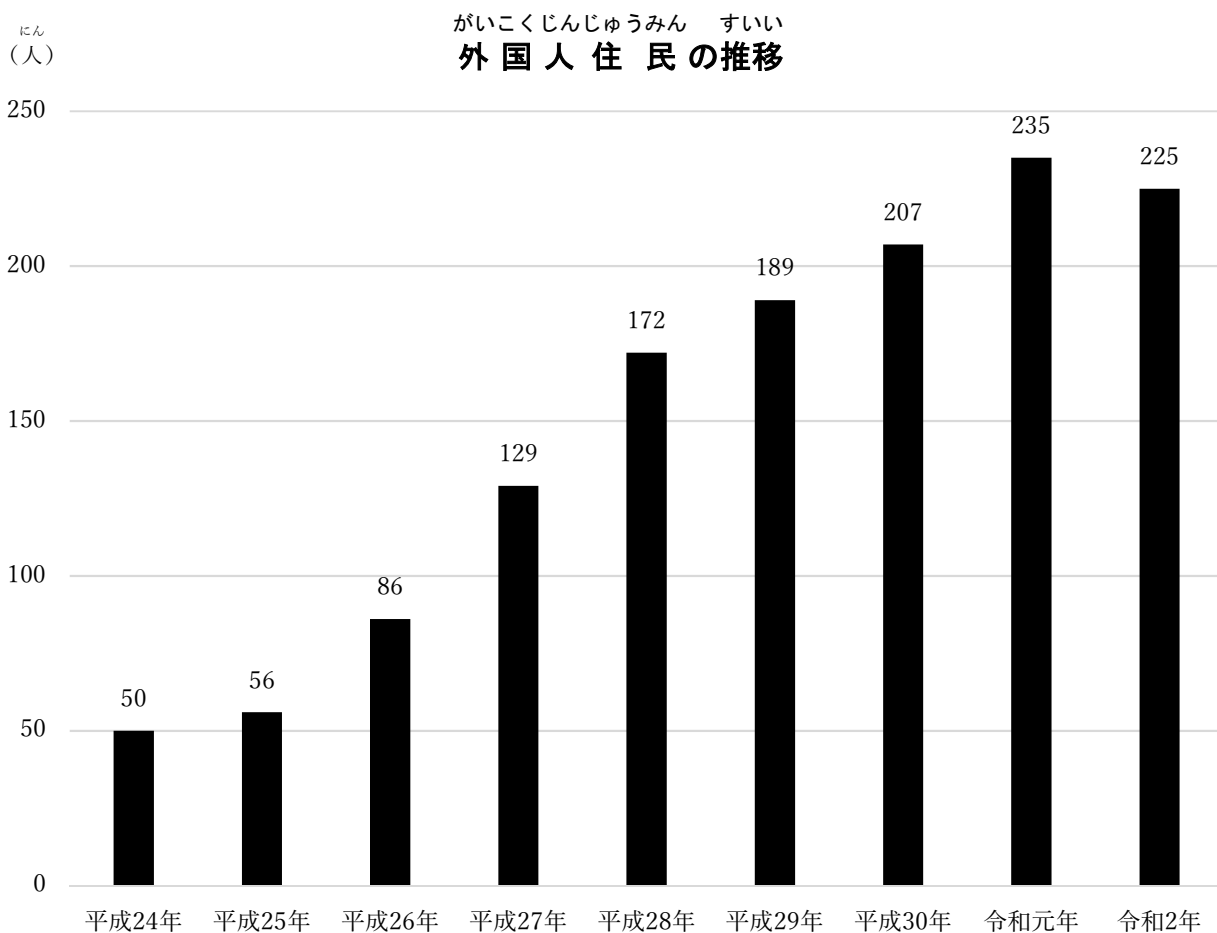
外国人住民の在留資格としては、企業における技能実習生のほか、

神村学園専修学校の日本語学科の留学生が多くを占めています。

○【年度別外国人住民数】

	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
だんせい 男性	17	19	39	60	79	83	83	86	83
じょせい 女性	33	37	47	69	93	106	234	149	142
けい 計	50	56	86	129	172	189	207	235	225

しりょう とうけい くしきの
(資料：統計いちき串木野)



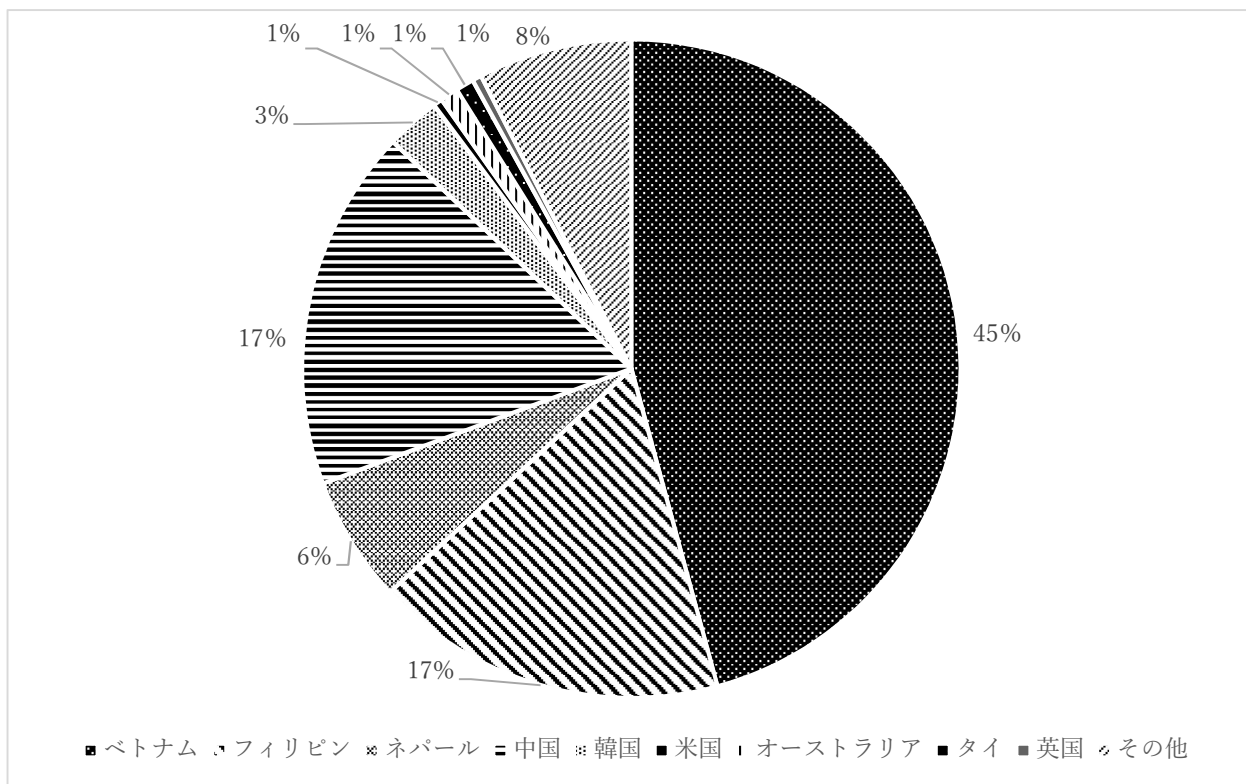
ねんどべつこくせきべつがいこくじんじゅうみん すいい
 ○【年度別国籍別外国人住民の推移】

たんい にん
 (単位：人)

	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	令和 2 (2020)
ベトナム	0	10	25	50	67	80	93	113	103
フィリピン	16	15	16	22	41	39	32	33	39
ネパール	0	3	19	32	30	32	27	25	14
中国	14	8	8	8	19	12	26	38	40
韓国	1	2	2	2	3	3	4	5	6
米国	1	1	1	2	3	2	2	2	1
オーストラリア	2	2	2	2	2	2	2	2	2
タイ	0	2	2	3	2	2	2	3	2
英国	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	15	12	10	7	4	16	18	13	17
計	50	56	86	129	172	189	207	235	225

しりょう とうけい くしきの
 (資料：統計いちき串木野)

こくせきべつがいこくじんじゅうみん ひりつ
 ○【国籍別外国人住民の比率】



ざいりゅうしかくべつがいきこくじんじゅうみんすう

○【在留資格別外国人住民数】

	在留資格	在留期間	H29.9.1	H30.9.1	R1.9.1	R2.9.1	R3.9.1
1	教 育	最長5年	1	2	2	2	0
2	技 能	最長5年	2	3	7	6	4
3	技能実習1号口	1年を超えない範囲	16	30	60	30	21
4	技能実習2号口	2年を超えない範囲	40	43	53	90	87
5	技能実習3号口	2年を超えない範囲	0	3	14	13	5
6	技術・人文知識・国際業務	最長5年	5	5	4	3	3
7	文化活動	最長3年	0	0	1	1	1
8	留 学	4年3カ月を超えない範囲	52	49	45	19	7
9	家族滞在	5年を超えない範囲	3	4	4	5	4
10	特定活動	最長5年	1	1	0	3	24
11	特別永住者	再入国許可の有効期間上限6年	2	2	2	2	2
12	日本人の配偶者等	最長5年	8	8	10	13	14
13	定住者	最長5年	3	3	2	3	3
14	特定技能1号	最長1年	0	0	0	0	22
15	高度専門職1号口	最長5年	0	0	1	1	0
16	永住者	無期限	25	21	21	23	24
合 計			158	174	226	214	221

※コロナ禍による帰国困難の技能実習生が増えた関係から、「特定活動」への移行が急激に増えたと考えられます。

さんこう しじゅうみんきほんだいちょう
(参考：市住民基本台帳)

ねんれいそうべつがいきこくじんじゅうみんすう

○【年齢層別外国人住民数】

年 齢	男(人)	女(人)	合 計(人)
0～9歳	0	0	0
10～19歳	3	4	7
20～29歳	46	91	137
30～39歳	22	22	44
40～49歳	2	9	11
50～59歳	2	12	14
60～69歳	2	4	6
70～79歳	0	0	0
80～89歳	0	0	0
90～99歳	1	1	2
合 計	78	143	221

さんこう しじゅうみんきほんだいちょう れいわ ねん がつ にちげんざい
(参考：市住民基本台帳 令和3年9月1日現在)

じちこうみんかんべつがいこくじんじゅうみんきよじゅうしゃすう

○【自治公民館別外国人住 民居住者数】

地区	公民館	男	女	合計	地区	公民館	男	女	合計
冠岳	川畑	0	1	1	羽島	松尾	0	1	1
	久木野	0	1	1		浜東	0	1	1
生福	上石野	1	0	1		浜西	0	1	1
	鎚楠	2	1	3		土川	0	1	1
上名	麓	2	1	3	川南	平佐原	0	2	2
	浜ヶ城	0	20	20		払山	0	14	14
大原	大原南	4	2	6		松原	0	4	4
	昭和通	3	5	8		戸崎	0	5	5
	中尾町	0	16	16	中原	0	1	1	
中央	曙町	26	5	31	川北	中福良	2	0	2
	春日町	0	10	10		下手中	0	3	3
	旭町	0	1	1	湊	潟小路	0	5	5
	栄町	6	2	8		迫	0	15	15
	汐見町	0	1	1	湊町	天神町	0	1	1
	東塩田町	0	1	1		祇園町	0	2	2
本浦	岳釜	5	1	6	川上	日出町	0	1	1
	西浜町	0	1	1		中組	0	1	1
	新生町	12	2	14		内門	0	1	1
	野元	6	2	8					
照島	別府	0	2	2					
	ひばりが丘	0	1	1					
	島平上	1	2	3					
	照島下	1	1	2					
	石川山	1	0	1					
	塩屋町	0	1	1					
	恵比須町	3	1	4					
	神村学園	3	3	6					
合 計							78	143	221

さんこう しじゅうみん きほんだいちょう れいわ ねん がつ にちげんざい
 (参考：市住 民基本台 帳 令和3年9月1日現在)

たぶん かきょうせい しさく きほんてき かんが かつ
Ⅲ. 多文化共生施策の基本的な考え方

きほんりねん
1 基本理念

そうご ぶんか しゅうかん りかい
相互の文化や習慣を理解し

とも ささ あ みと あ たぶん かきょうせい
共に支え合い 認め合う 多文化共生のまち

くしきのし
いちき串木野市



2 基本的施策

(1) コミュニケーション支援

がいこくじんじゅうみん なか にほんご りかい ひと にほんご
 外国人住民の中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、様々な問題が生じることがあります。

がいこくじんじゅうみん ちいきじゅうみん えんかつ
 そのため、外国人住民と地域住民とのコミュニケーションが円滑にできるとく あんしん く かつりょくあふ つと
 よう取り組み、安心して暮らせる活力溢れるまちづくりに努めます。

① 情報の多言語化

けいたいがたたげんごたいおうほんやくき とう はいちおよ ふきゅうそくしん
 (ア) 携帯型多言語対応翻訳機 (ポケット等) の配置及び普及促進と

たげんごじょうほう かつよう
 多言語情報ツールの活用

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>かんけいぎょうせいきかん しやくしよ けいさつしよ たげんご たいおう ほんやくき 関係行政機関 (市役所や警察署など) に多言語に対応できる翻訳機</p> <p>とう はいち いりょうかんけい がいこくじんじゅうみん ゆう (ポケット等) を配置するとともに、医療関係や外国人住民を有</p> <p>じぎょうしよとう ふきゅう そくしん つうしんよう する事業所等への普及を促進します。また、通信用アプリケーション</p> <p>かつよう せいかつ ぼうさいとう かん じょうほう ていきょう を活用し、生活や防災等に関する情報を提供します。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
<p>し まどぐちかんけいか きかくせいさくか くしきのけいさつしよ 市 (※窓口関係課・企画政策課) いちき串木野警察署</p> <p>しないいりょうきかんとく がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしよ 市内医療機関等 外国人住民を雇用する事業所</p> <p>まどぐちかんけいか しみんせいかつ かか まどぐちぎょうむ おこな か おも しみん ※窓口関係課とは、市民生活に関わる窓口業務を行う課 (主に市民</p> <p>せいかつか けんこうぞうしんかとう いかおな 生活課・健康増進課等) のこと【以下同じ】</p>

にほんご かつようすいしん
 (イ)「やさしい日本語」の活用推進

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>しないこうきょうしせつ まどぐち あんないひょうじ がいこくじんじゅうみん ひつよう 市内 公共 施設の 窓口 などの 案内 表示 や 外国人 住民 に 必要 な じょうほう し にほんご かんじ 情 報 (お知らせ) は、「やさしい日本語」または漢字にふりがなをふるなど かんじ ふな がいこくじんじゅうみん あんない つと して、漢字などに不慣れな外国人 住民でもわかりやすい案内に努めま す。また、日本人に向けたやさしい日本語講座やワークショップを開催し、 にほんじん む にほんごこうぎ かいさい やさしい日本語の相互の活用を推進します。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し まどぐちかんけいか きかくせいさくか 市 (窓口 関係 課・企画 政策 課) くしきのしょうこうかいぎしょ いちきしょうこうかい いちき串木野 商 工 会議所・市来 商 工 会 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人 住民を雇用する事業所</p>

ぎょうせいまどぐち たげんご たいおう
 (ウ) 行政窓口における多言語での対応

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>しみんせいかつか ふくしか まどぐち たげんご たいおう 市民 生活 課や福祉課などの 窓口 において、多言語に 対応 したアプリケーシ ョンを 活用 し、 窓口 対応 の円滑化を図ります。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し まどぐちかんけいか きかくせいさくか 市 (窓口 関係 課・企画 政策 課)</p>

がいこくじんじゅうみん せいかつそうだん まどぐち せっち
(エ) 外国人住民の生活相談のための窓口の設置

ぐたいてきないよう 具体的 内容
がいこくじんじゅうみん にちじょうせいかつじょう こま そうだん まどぐち 外国人住民が日常生活上の困りごとなどを相談できる窓口 およびコーディネーターの設置について検討します。
とりくみしゅたい 取組 主体
し きかくせいさくか 市（企画政策課） しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会

ちいき がいこくじんじゅうみん そうだんいんとう かつよう
(オ) 地域の外国人住民の相談員等としての活用

ぐたいてきないよう 具体的 内容
がいこくじんじゅうみん せいかつそうだんまどぐち にちじょうかいわていど つうやく 外国人住民の生活相談窓口で、日常会話程度の通訳ができる がいこくじんじゅうみん そうだんいん かつよう 外国人住民を相談員として活用します。
とりくみしゅたい 取組 主体
し きかくせいさくか 市（企画政策課） しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会

② にほんごおよび日本社会に関する学習支援

(ア) オリエンテーションの実施

ぐたいてきないよう 具体的 内容
ぎのうじっしゅうせい がいこくじんりゅうがくせいとう たいしょう ちいき せいかつ かいし 技能実習生や外国人留学生等を対象に、地域で生活を開始する さい ちいき ぶんか しゅうかん ぶんべつとう せつめい 際に、地域の文化や習慣（ごみの分別等）などについて説明するオリ エンテーションを実施します。
とりくみしゅたい 取組 主体
しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所 がっこうとう 学校等

(イ) 日本語教室の開催

ぐたいてきないよう 具体的 内容
ぎのうじっしゅうせいとう にほんごのうりよく こうじょう こくさいこうりゅうだんたい 技能実習生等の日本語能力を向上させるため、国際交流団体 きょういくきかん れんけい にほんごきょうしつ かいさい と教育機関が連携して日本語教室を開催します。
とりくみしゅたい 取組 主体
しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所 がっこうとう 学校等

(2) せいかつしえん 生活支援

がいこくじんじゅうみん ちいき せいかつ ひつよう かんきょう じゅうぶん
外国人住民が地域において生活するうえで必要となる環境が十分に
ととの もんだい あ がいこくじんじゅうみん せいかつぜんばん
整っていないことが問題として挙げられます。外国人住民の生活全般にわ
しえんさく と く がいこくじんじゅうみん べんり く つと
たる支援策に取り組み、外国人住民にも便利で暮らしやすいまちづくりに努め
ます。

① きょじゅう 居住

(ア) ちいきじゅうみん がいこくじんじゅうみん こうりゅうそくしん 地域住民と外国人住民との交流促進

ぐたいてきないよう 具体的内容	
がいこくじんじゅうみん しゅうへんちいき じゅうみん あんしん く 外国人住民と周辺地域の住民が安心して暮らせるよう、まちづく れんらくきょうぎかい じょせいだんたい じちこうみんかん ちゅうしん ちいきぎょうじとう り連絡協議会や女性団体、自治公民館を中心とした地域行事等 さんかく こうりゅう そくしん への参画など交流を促進します。	
とりくみしゅたい 取組主体	
しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会	し れんらくきょうぎかい 市まちづくり連絡協議会
しじょせいだんたいれんらくきょうぎかい 市女性団体連絡協議会	

(イ) きょじゅう かん じょうほうていきょう 居住に関する情報提供

ぐたいてきないよう 具体的内容	
がいこくじんじゅうみん きょじゅう じゅうたく そうだん ばあい あ や 外国人住民が居住する住宅について相談があった場合は、空き家 たくちたてものとりひきぎょうきょうかい じょうほうとう ていきょう バンクや宅地建物取引業協会の情報等を提供します。	
とりくみしゅたい 取組主体	
し きかくせいさくか 市(企画政策課)	

② 教育

(ア) 外国人児童・生徒の就学等支援

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>がいこくじんじどうせいと ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうえん にゅうがくじ 外国人児童生徒の幼稚園、小学校、中学校への入園・入学時</p> <p>しゅうがくあんない しゅうがくえんじよせいど たよう げんご にほんご の就学案内や就学援助制度の多様な言語または「やさしい日本語」</p> <p>じょうほうていきょう うけいれたいせい せいび しゅうがく む しえん による情報提供のほか、受入体制の整備など就学に向けた支援を おこな 行います。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
<p>しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか 市教育委員会（教育総務課・学校教育課）</p> <p>がっこうとう 学校等</p>

(イ) 外国人児童・生徒の学習支援

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>にほんご りかい がいこくじんじどうせいと きょういく う けんり きょうじゅ 日本語を理解できない外国人児童・生徒が教育を受ける権利を享受で</p> <p>かんきょうせいび がいこくじんじどうせいと がくしゅうしえん しえんいん きる環境整備として、外国人児童・生徒の学習支援をする支援員</p> <p>ひつよう おう はいち がっこう しゅうがくしどう にほんごし を必要に応じて配置するとともに、学校における就学指導や日本語指 導などの学習支援に努めます。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
<p>しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか 市教育委員会（教育総務課・学校教育課）</p> <p>がっこうとう 学校等</p>

がいこくじんじゅうみん じんけん かん じんけんきょういく じゅうじつ
 (ウ) 外国人住民の人権に関する人権教育の充実

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>がいこくじんじどう せいと がっこうとう こりつ さべつ 外国人児童・生徒が学校等で孤立したり差別されたりすることがない</p> <p>じどう せいと たいしょう こくせき みんぞく ちが たが みと よう、児童・生徒を対象に国籍や民族などが違っても、互いを認め</p> <p>あ じんけん そんちょう じんけんきょういく じゅうじつ つと 合い、人権を尊重する人権教育の充実に努めます。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか しゃかいきょういくか 市教育委員会（教育総務課・学校教育課・社会教育課）</p> <p>がっこうとう 学校等</p>

がいこくじんじどう せいと がいこくじん ほごしゃ きょういくそうだんとう しえんたいせい せいび
 (エ) 外国人児童・生徒の(外国人)保護者の教育相談等の支援体制の整備

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>がいこくじんじどう せいと がいこくじん ほごしゃ こ しゅうがく きょういく かん 外国人児童・生徒の(外国人)保護者が子どもの就学や教育に関</p> <p>そうだん たいせい せいび がいこくじんじどう せいと する相談ができるように体制を整備します。また、外国人児童・生徒の</p> <p>こうとうがっこうとう しんがく しえん じょうほうていきょう おこな 高等学校等への進学を支援するため情報提供を行います。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか 市教育委員会（教育総務課・学校教育課）</p> <p>がっこうとう 学校等</p>

③ 労働環境

(ア) 外国人住民の就業支援等

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>がいくじんじゅうみん しゅうぎょう さい くしきのしりつ 外国人住民が就業しようとする際に、いちき串木野市立ハローワ れんけい きゅうじんじょうほうとう ていきょう きゅうじん じぎょう ークと連携し、求人情報等を提供するほか、求人をする事業 しゃ じょうほう ていきょう がいくじんじゅうみん しゅうぎょう しえん 者にも情報を提供するなど、外国人住民の就業を支援しま とくていぎのうがいくじん がいくじんざい えんかつ てきせい す。また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正 うけい そくしん ちいき うけい かんきょう せいびとう な受入れを促進するため、地域における受入れ環境の整備等について、 かんけいきかん きぎょうとう れんけい きょうぎ おこな 関係機関や企業等と連携して協議を行います。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し きかくせいさくか すいさんしょうこうか 市（企画政策課・水産 商工課） くしきのしょうこうかいぎしょ いちきしょうこうかい いちき串木野商工会議所・市来商工会 がいくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所</p>

(イ) 就業環境に関する相談支援

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>がいくじんじゅうみん あんしん ろうどう しゅうぎょうかんきょうとう かん そうだん 外国人住民が安心して労働できる就業環境等に関する相談 たいせい せいび がいくじんじゅうみん ろうどうかんきょう かいぜん つと りゅう 体制を整備するなど、外国人住民の労働環境の改善に努め、留 がくせい たい しないきぎょう かつどう しえん 学生に対する市内企業のリクルート活動を支援します。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し きかくせいさくか すいさんしょうこうか 市（企画政策課・水産 商工課） くしきのしょうこうかいぎしょ いちきしょうこうかい いちき串木野商工会議所・市来商工会 がいくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所</p>

④ いりょう ほけん ふくし
医療・保健・福祉

がいこくじんじゅうみん いりょうきかんとく りょう さい りべんせい こうじょうしえん
(ア) 外国人住民が医療機関等を利用する際の利便性の向上支援

<p><small>ぐたいてきないよう</small> 具体的内容</p>
<p><small>にほんご はじ たげんごか たいおう もんしんひょう さくせい しない</small> やさしい日本語を始め多言語化に対応した問診票の作成や市内の</p> <p><small>びょういん やつきょく かん じょうほうはっしん ぎのうじっしゅうせい こよう きぎょう</small> 病院や薬局に関する情報発信、技能実習生を雇用する企業な</p> <p><small>しえん かんけいきかん だんたい れんけい けんとう すす</small> どの支援について、関係機関・団体と連携し、検討を進めます。</p>
<p><small>とりくみしゅたい</small> 取組主体</p>
<p><small>し けんこうぞうしんか</small> 市（健康増進課）</p> <p><small>しないいりょうきかんとく</small> 市内医療機関等</p> <p><small>がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ</small> 外国人住民を雇用する事業所</p>

けんこうしんだん ほけんしどう けんこうそうだん じっし
(イ) 健康診断や保健指導、健康相談の実施

<p><small>ぐたいてきないよう</small> 具体的内容</p>
<p><small>がいこくじんじゅうみん けんこう せいかつ がいこくじんじゅうみん たいしょう</small> 外国人住民が健康に生活できるように、外国人住民を対象と</p> <p><small>けんこうしんだん ほけんしどう けんこうそうだん じっし</small> した健康診断や保健指導、健康相談を実施します。</p>
<p><small>とりくみしゅたい</small> 取組主体</p>
<p><small>し けんこうぞうしんか</small> 市（健康増進課）</p>

がいこくじんじゅうみん ぼしほけん にゅうようじけんしんとう そくしん
 (ウ) 外国人住民への母子保健、乳幼児健診等の促進

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>にんしんちゅう にゅうようじ がいこくじんじゅうみん たいしょう ぼしほけん にゅうよう 妊娠中や乳幼児をもつ外国人住民を対象に、母子保健や乳幼 じけんしん よぼうせつしゅ そくしん にんしん にゅうようじとう かん ぼ 児健診、予防接種を促進するとともに、妊娠や乳幼児等に関する母 しほけんおよ ほいくそうだん じっし 子保健及び保育相談を実施します。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
し こ か 市(子どもみらい課)

じどうてあてとう しんせいてつづ しえん
 (エ) 児童手当等の申請手続きの支援

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>がいこくじんじゅうみん じどうてあて ほいくえん にゅうえんてつづ さい たげんご 外国人住民が児童手当や保育園の入園手続きをする際に多言語 また にほんご せつめい つと しんせいてつづ しえん 又は「やさしい日本語」による説明に努めるなど申請手続きを支援しま す。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
し こ か 市(子どもみらい課)

⑤ ぼうさい こうつうあんぜん
防災・交通安全

がいこくじんじゅうみん たいしょう ぼうさいきょうしつ じっし
 (ア) 外国人住民を対象とした防災教室の実施

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>がいこくじんじゅうみん あんぜん あんしん く かさい じしん ば 外国人住民が安全に安心して暮らせるように、火災や地震などの場 あい しょうかくんれん ひなんくんれん きゅうきゅうきゅうめいくんれん ぼうさいきょうしつ 合の消火訓練や避難訓練、救急救命訓練などの防災教室を じっし 実施します。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
<p>し ぼうさいか しょうぼうほんぶ 市(まちづくり防災課・消防本部)</p> <p>くしきのけいさつしょ いちき串木野警察署</p> <p>がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所</p>

きんきゅうじ じょうほうていきょう
 (イ) 緊急時の情報提供

ぐたいてきないよう 具体的内容
<p>じしんとくきんきゅうじ じょうほう ぼうさい とうろく たげんご 地震等緊急時の情報として「防災メール」の登録や多言語による じょうほう せつていとく しゅうちけいはつ 情報の設定等について周知啓発します。</p>
とりくみしゅたい 取組主体
<p>し ぼうさいか しょうぼうほんぶ 市(まちづくり防災課・消防本部)</p>

こうつう ぼうはん かん しどう けいはつ
(ウ) 交通ルール・マナーや防犯に関する指導・啓発

ぐたいてきないよう 具体的 内容
がいこくじんじゅうみん たい こうつう こうつう ぼうはん かん 外国人 住民に対する、交通ルールや交通マナー、防犯に関すること きけん こうい きんしとう しどう じこ じけん ぼうし つと や、危険な行為の禁止等を指導し、事故や事件の防止に努めます。
とりくみしゅたい 取組 主体
し ぼうさいか しょうぼうほんぶ 市(まちづくり防災課・消防本部) くしきのけいさつしよ いちき串木野警察署 くしきのかいじょうほあんぶ 串木野海上保安部 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしよ 外国人 住民を雇用する事業所



⑥ ^たその他

(ア) ^{せんもんせい たか そうだんたいせい せいび じんざいいくせい}専門性の高い相談体制の整備と人材育成

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>ちゅうごく こくせき がいこくじんじゅうみん とく おお ベトナム、ネパール、中国、フィリピン国籍の外国人住民が特に多 がいこくじんじゅうみん たいしょう そうだんまどぐち せっち いことから、外国人住民を対象とした相談窓口の設置にあたって ぼこくご にほんごのうりよく にほんごかいわ ふく たか がいこくじん は、母国語のほか、日本語能力（日本語会話を含む）が高い外国人 じゅうみん はいち つと たいおう そうだんいん いくせい つと 住民の配置に努めるとともに、対応できる相談員の育成にも努めま す。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し きかくせいさくか 市（企画政策課）</p> <p>しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会</p>

(イ) ^{りゅうがくせいしえん}留学生支援

ぐたいてきないよう 具体的 内容
<p>かみむらがあくえんとう ざいせき がいこくじんりゅうがくせい たい せいかつじょうひつよう 神村学園等に在籍する外国人留学生に対し生活上必要な じょうほう ちいき こうりゅう かん じょうほう ていきょう そつぎょうご 情報や地域との交流に関する情報を提供するほか、卒業後に しない じぎょうしょ しゅうしょく りゅうがくせい しゅうぎょうかつどう かん 市内の事業所に就職したい留学生のために、就業活動に関 じょうほうていきょう ごうどうきぎょうせつめいかい きぎょうけんがくかい かいさい する情報提供のほか、合同企業説明会や企業見学会の開催な しえん どを支援します。</p>
とりくみしゅたい 取組 主体
<p>し きかくせいさくか すいさんしょうこうか 市（企画政策課・水産商工課）</p> <p>しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会</p>

いしきけいはつ しゃかいさんかくしえん
(3) 意識啓発と社会参画支援

がいこくじんじゅうみん ちいきしゃかい こうりゅうきかい ふそく こりつ
外国人住民が地域社会での交流機会が不足することで孤立しがちになっ
ちいきしゃかい ちいきじゅうみん がいこくじんじゅうみん あいだ あつれき しょう
たり、地域社会において地域住民と外国人住民との間に軋轢が生じたり
すく ちいきしゃかいぜんたい いしきけいはつ がいこくじん
することも少なくありません。そのため、地域社会全体の意識啓発や外国人
じゅうみん じりつ そくしん ちいき と く あい あふ こころゆた しゃかい
住民の自立を促進する地域づくりに取り組み、愛が溢れる心豊かな社会の
じつげん つと
実現に努めます。

ちいきしゃかい たい いしきけいはつ ちいきしゃかい こうりゅう
① 地域社会に対する意識啓発（地域社会との交流）

こくさいりかいこうざ かいさい
(ア) 国際理解講座の開催

ぐたいてきないよう 具体的内容
ちいきじゅうみん じどう せいと たいしょう がいこくじんじゅうみん たよう 地域住民や児童・生徒を対象として、外国人住民による多様な ぶんか しゅうかん げんご まな こくさいりかいこうざ かいさい 文化や習慣、言語について学ぶ「国際理解講座」を開催します。
とりくみしゅたい 取組主体
しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所 がっこうとう 学校等

(3)意識啓発と社会参画支援 — ①地域社会に対する意識啓発（地域社会との交流）

こくさいりょうりこうざ かいさい

(イ) 国際料理講座の開催

ぐたいてきないよう 具体的内容
ちいきじゅうみん たいしょう ちいき きょじゅう がいこくじんじゅうみん せいかつ 地域住民を対象として、地域に居住する外国人住民の生活や ぶんか りかい こくさいりょうりこうざ かいさい 文化を理解するため、「国際料理講座」を開催します。
とりくみしゅたい 取組主体
しこくさいこうりゅうきょうかい がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 市国際交流協会 外国人住民を雇用する事業所 がっこうとう 学校等

こうりゅう せっち

(ウ) 交流サロンの設置

ぐたいてきないよう 具体的内容
しない きょじゅう がいこくじんじゅうみん こうりゅう ちいきじゅうみん こうりゅう 市内に居住する外国人住民の交流や、地域住民との交流を そくしん こうりゅう せっち 促進するため、交流サロンを設置します。
とりくみしゅたい 取組主体
しこくさいこうりゅうきょうかい くしきのしょうこうかいぎしょ 市国際交流協会 いちき串木野商工会議所

こうりゅう かいさい

(エ) 交流イベントの開催

ぐたいてきないよう 具体的内容
ちいきじゅうみん じどう せいと がいこくじんじゅうみん こうりゅう もち 地域住民や児童・生徒と外国人住民が交流するイベント(餅つき たいけん う たいけん たう いねか たいけん かいさい 体験、そば打ち体験、田植え・稲刈り体験など)を開催します。
とりくみしゅたい 取組主体
しこくさいこうりゅうきょうかい がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 市国際交流協会 外国人住民を雇用する事業所 がっこうとう 学校等

② 外国人住民の自立と社会参画

(ア) 多文化共生推進懇話会への参画促進

ぐたいてきないよう 具体的内容
がいこくじんじゅうみん いけん ちいき しさく ほんえい がいこくじんじゅうみん 外国人住民の意見を地域の施策に反映させるため、外国人住民 こんわかい さんかく そくしん の懇話会への参画を促進します。
とりくみしゅたい 取組主体
し きかくせいさくか 市(企画政策課)

(イ) 外国人住民の消防団への加入促進

ぐたいてきないよう 具体的内容
しょうぼうだんいん じんいんかくほ ちくしょうぼうだん がいこくじんじゅうみん こよう 消防団員の人員確保のため、地区消防団や外国人住民を雇用 じぎょうしょうとう れんけい がいこくじんじゅうみん かにゆう そくしん する事業所等と連携し、外国人住民の加入を促進します。
とりくみしゅたい 取組主体
し しょうぼうほんぶ かくちくしょうぼうだん 市(消防本部) 各地区消防団 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所

(ウ) 外国人住民の自治公民館への加入促進

ぐたいてきないよう 具体的内容
ちいきじゅうみん がいこくじんじゅうみん く じゅうかんきょう じ 地域住民と外国人住民が暮らしやすい住環境づくりのため、自 ちこうみんかん がいこくじんじゅうみん かにゆう そくしん 治公民館への外国人住民の加入を促進します。
とりくみしゅたい 取組主体
し ぼうさいか し れんらくきょうぎかい 市(まちづくり防災課) 市まちづくり連絡協議会 がいこくじんじゅうみん こよう じぎょうしょ 外国人住民を雇用する事業所

がいこくじんじゅうみん ひょうしょうせいど せいび
(エ) 外国人住民の表彰制度の整備

ぐたいてきないよう 具体的内容
がいこくじんじゅうみん ちいきしゃかい さんかく うなが ちいきしゃかい こうけん 外国人住民の地域社会への参画を促すため、地域社会に貢献し がいこくじんじゅうみん ひょうしょう せいど せいび た外国人住民を表彰する制度を整備します。
とりくみしゅたい 取組主体
し きかくせいさくか 市(企画政策課) しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会



(4) ちいきかっせい か すいしん たいおう
地域活性化の推進やグローバル化への対応

りゅうがくせい ぎのうじっしゅうせい ふく がいこくじんじゅうみん ちいきじゅうみん
留学生や技能実習生などを含めた、外国人住民と地域住民が
れんけい きょうどう しょうしこうれいか かそか すず ちいき かっせい か すいしん
連携・協働することで、少子高齢化や過疎化が進む地域の活性化を推進しま
す。

こくさいか しんてん なか えいごきょういく じゅうよう
また、国際化が進展していく中で「英語教育」は重要なものとなっていま
ほんし じどう せいと えいごりょく こうじょう はか しみん こくさいこうようご
す。本市の児童・生徒の英語力の向上を図るとともに、市民が国際公用語
えいご した さまざま いぶんか ふ あ まな かんきょう
である「英語」に親しむことをはじめ、様々な異文化に触れ合い学べる環境や
たいせい せいび と く こくさいか しんてん しゃかい たいおう じんざい いくせい つと
体制の整備に取り組み、国際化が進展する社会に対応した人材の育成に努
めます。

じどう せいと えいごりょく こうじょう
① 児童・生徒の英語力の向上

じどう せいと えいごりょくこうじょう しえん
(ア) 児童・生徒の英語力向上のための支援

ぐたいてきないよう 具体的内容	
じどう せいと えいご した えいご じょうたつ いしき こうよう 児童・生徒が英語に親しみ、英語を上達させたいという意識を高揚 えいご そじ のうりょく こうじょう させるとともに、英語のコミュニケーションの素地・能力を向上させ しえん おこな るための支援を行います。	
とりくみしゅたい 取組主体	
し きかくせいさくか 市(企画政策課)	しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会
しきょういくいいんかい 市教育委員会	きょういくそうむか がっこうきょういくか (教育総務課・学校教育課)
	がっこうとう 学校等

ちゅうがくせい たいしょう かいさい
 (イ) 中 学 生 を 対 象 と し た セ ミ ナ ー の 開 催

ぐたいてきないよう 具体的 内容
ちゅうがくせい たいしょう えいご がくりよくこうじょう か ききゅうぎょうきかんちゅう 中 学 生 を 対 象 に、英 語 の 学 力 向 上 の た め 夏 季 休 業 期 間 中 かいさい に セ ミ ナ ー を 開 催 し ま す。
とりくみしゅたい 取組 主体
し きかくせいさくか しこくさいこうりゅうきょうかい 市 (企 画 政 策 課) 市 国 際 交 流 協 会 しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか がっこうとう 市 教 育 委 員 会 (教 育 総 務 課 ・ 学 校 教 育 課) 学 校 等

ごがくしどうがいこくせいねん かつよう がいこくご えいご しどう じっし
 (ウ) 語学指導外国青年 (ALT) を活用した外国語(英語)指導の実施

ぐたいてきないよう 具体的 内容
ごがくしどうがいこくせいねん かつよう じどう せいと えいごりよく こうじょう 語 学 指 導 外 国 青 年 (A L T) を 活 用 し、児 童 ・ 生 徒 の 英 語 力 の 向 上 はか を 図 り ま す。
とりくみしゅたい 取組 主体
しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか がっこうとう 市 教 育 委 員 会 (教 育 総 務 課 ・ 学 校 教 育 課) 学 校 等

(エ) イングリッシュ・キャンプの開催 かいさい

<small>ぐたいてきないよう</small> 具体的 内容
<p> <small>しょうがっこう</small> <small>ねんせいじどうおよ</small> <small>ちゅうがっこうせいと</small> <small>たいしょう</small> 小 学校 5・6 年生 児童 及び 中 学校 生徒 を 対 象 と して、 キャンプ <small>とお</small> <small>えいごがくしゅう</small> <small>おこな</small> <small>きかんちゅう</small> <small>げんそくえいご</small> を 通 して 英 語 学 習 を 行 い ます。 キャンプ 期 間 中 は、 原 則 英 語 の み <small>おこな</small> <small>えいご</small> <small>はな</small> <small>な</small> <small>した</small> <small>はな</small> <small>たの</small> <small>じっかん</small> で 行 う こ と で、 英 語 を 話 す こ と に 慣 れ 親 し み、 話 す 楽 し さ を 実 感 す る <small>がいこくじん</small> <small>かつどう</small> <small>こうりゅう</small> <small>い</small> <small>えいご</small> <small>まな</small> <small>さんかしゃ</small> ほ か、 外 国 人 と の 活 動 や 交 流 に よ り 「生 きた 英 語」 を 学 び、 参 加 者 の <small>いぶんか</small> <small>たい</small> <small>りかい</small> <small>ふか</small> <small>こくさいかんかく</small> <small>やしな</small> 異 文 化 に 対 す る 理 解 を 深 め、 国 際 感 覚 を 養 い ます。 </p>
<small>とりくみしゅたい</small> 取組 主体
<p> <small>し</small> <small>きかくせいさくか</small> 市 (企 画 政 策 課) <small>しこくさいこうりゅうきょうかい</small> 市 国 際 交 流 協 会 <small>しきょういくいいんかい</small> <small>きょういくそうむか</small> <small>がっこうきょういくか</small> 市 教 育 委 員 会 (教 育 総 務 課 ・ 学 校 教 育 課) </p>

(オ) トピックトーク・スピーチ大会の開催 たいかい かいさい

<small>ぐたいてきないよう</small> 具体的 内容
<p> <small>じどう</small> <small>せいと</small> <small>たいしょう</small> <small>えいご</small> <small>たいかい</small> <small>かい</small> 児 童 ・ 生 徒 を 対 象 と し た 英 語 で の トピ ッ ク トーク ・ スピーチ 大 会 を 開 <small>さい</small> <small>じどう</small> <small>せいと</small> <small>えいごりよく</small> <small>こうじょう</small> <small>はか</small> 催 し、 児 童 ・ 生 徒 の 英 語 力 の 向 上 を 図 り ます。 </p>
<small>とりくみしゅたい</small> 取組 主体
<p> <small>しきょういくいいんかい</small> <small>きょういくそうむか</small> <small>がっこうきょういくか</small> <small>がっこうとう</small> 市 教 育 委 員 会 (教 育 総 務 課 ・ 学 校 教 育 課) 学 校 等 </p>

② ^{しみん いぶんか した とりく}市民が異文化に親しむ取り組み

(ア) ^{えいごえほん よ き じぎょう じっし}英語絵本の読み聞かせ事業の実施

<p>ぐたいてきないよう 具体的 内容</p>
<p>ようしょうき えいご ふ きかい ていきょう えいご な した 幼 少 期から英語に触れる機会を提供することで、英語に慣れ親しみ、</p> <p>えいご き と のうりよく やしな と く えいごえほん 英語の聞き取り能力を養うため、これまで取り組んでいる英語絵本の</p> <p>よ き こうざ けいぞく じっし 読み聞かせ講座を継続して実施するとともに、よりステップアップした</p> <p>ようじむ きかく じっし 幼児向けのプログラムを企画・実施します。</p>
<p>とりくみしゅたい 取組 主体</p>
<p>しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交流協会</p> <p>しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか 市教育委員会（教育総務課・学校教育課）</p> <p>がっこうとう 学校等</p>

(イ) ^{えいごとうがいこくごきょうしつとう かいさい}英語等外国語教室等の開催

<p>ぐたいてきないよう 具体的 内容</p>
<p>ちいきじゅうみん えいご はじ がいこくご な した にほんい 地域住民が、英語を始めとした外国語に慣れ親しむことで、日本以</p> <p>がい ぶんか せいかつしゅうかん きょうみ がいこくじんじゅうみん う い 外の文化や生活習慣に興味をもち、外国人住民を受け入れやす</p> <p>えいごとう がいこくごきょうしつ かいさい くなるために英語等の外国語教室を開催します。</p>
<p>とりくみしゅたい 取組 主体</p>
<p>しこくさいこうりゅうきょうかい しきょういくいいんかい しゃかいきょういくか 市国際交流協会・市教育委員会（社会教育課）</p>

③ しまいと しこうりゅうとうじぎょう そくしん
姉妹都市交流等事業の促進

しまいと し し こうりゅうそくしん
(ア) 姉妹都市サリナス市との交流促進

ぐたいてきないよう 具体的内容
しまいと し べいこく しゅう し こうりゅう そくしん 姉妹都市である米国カリフォルニア州サリナス市との交流を促進し、 りょうし はってん しまいと しかんけい えいえん ふか し 両市の発展と姉妹都市関係を永遠に深めるとともに、サリナス市への こうこうせいとう はけん し はけんこうこうせいとう うけい こう 高校生等の派遣やサリナス市からの派遣高校生等の受入れなどの交 りゅう そくしん こくさいかんかくゆた せいしょうねん いくせい 流を促進することで、国際感覚豊かな青少年を育成します。
とりくみしゅたい 取組主体
し きかくせいさくか しこくさいこうりゅうきょうかい 市(企画政策課) 市国際交流協会 しきょういくいいんかい きょういくそうむか がっこうきょういくか 市教育委員会(教育総務課・学校教育課)

さつまはんえいこくりゅうがくせい けんしょう
(イ) 薩摩藩英国留学生の顕彰

ぐたいてきないよう 具体的内容
はしましせきけんしょうかい さつまはんえいこくりゅうがくせい けんしょう かいさい 羽島史跡顕彰会が薩摩藩英国留学生を顕彰するため開催して れいめいさい しえん しじつ しょうかい さつまはんえいこく いる「黎明祭」を支援するほか、その史実を紹介する薩摩藩英国 りゅうがくせいきねんかん りょう そくしん こくさいかんかくゆた せいしょうねん いくせい 留学生記念館の利用を促進し、国際感覚豊かな青少年を育成 します。
とりくみしゅたい 取組主体
し きかくせいさくか か しこくさいこうりゅうきょうかい 市(企画政策課・シティセールス課) 市国際交流協会 しきょういくいいんかい がっこうきょういくか しゃかいきょういくか 市教育委員会(学校教育課・社会教育課)

こうりゅう なつ はる そくしん
(ウ) からも 交流 (夏・春) の 促進

ぐたいてきないよう 具体的 内容
おも ちいき にほん りゅうがく だいがくせいとう しない いっぱんか 主にアジア地域から日本に 留学 している大学生等が、市内の一般家 てい のうぎょうたいけんとう がいこくじんりゅうがく 庭にホームステイしながら農 業 体験等をするこゝで、外国人 留学 せい こうりゅう ふか そうご せいかつしゅうかん ぶんか りかい 生との交 流 を深めるとともに、相互の生活 習 慣や文化などを理解す とりく そくしん る取組みを促進します。
とりくみしゅたい 取組 主体
し きかくせいさくか のうせいか 市 (企画 政策課・農政課) しこくさいこうりゅうきょうかい 市国際交 流 協会

す い しん たい せい

3 推 進 体 制

まいねんど くしきのしたぶんかきょうせいすいしんこんわかい かいさい おお
毎年度、いちき串木野市多文化 共 生 推進懇話会を開催するとともに、より多く

しみん かたがた たしゅ たよう しゅたい れんけい きょうどう はか じょうほう
の市民の方々や多種・多様な主体との連携・協 働 を図りながら、プランの情 報

はっしん しゅうち つと かくこべつじぎょう しんちよくじょうきょう はあく じぎょう
発信・周知に努めるとともに、各個別事業 の進 捗 状 況 の把握や事業 の

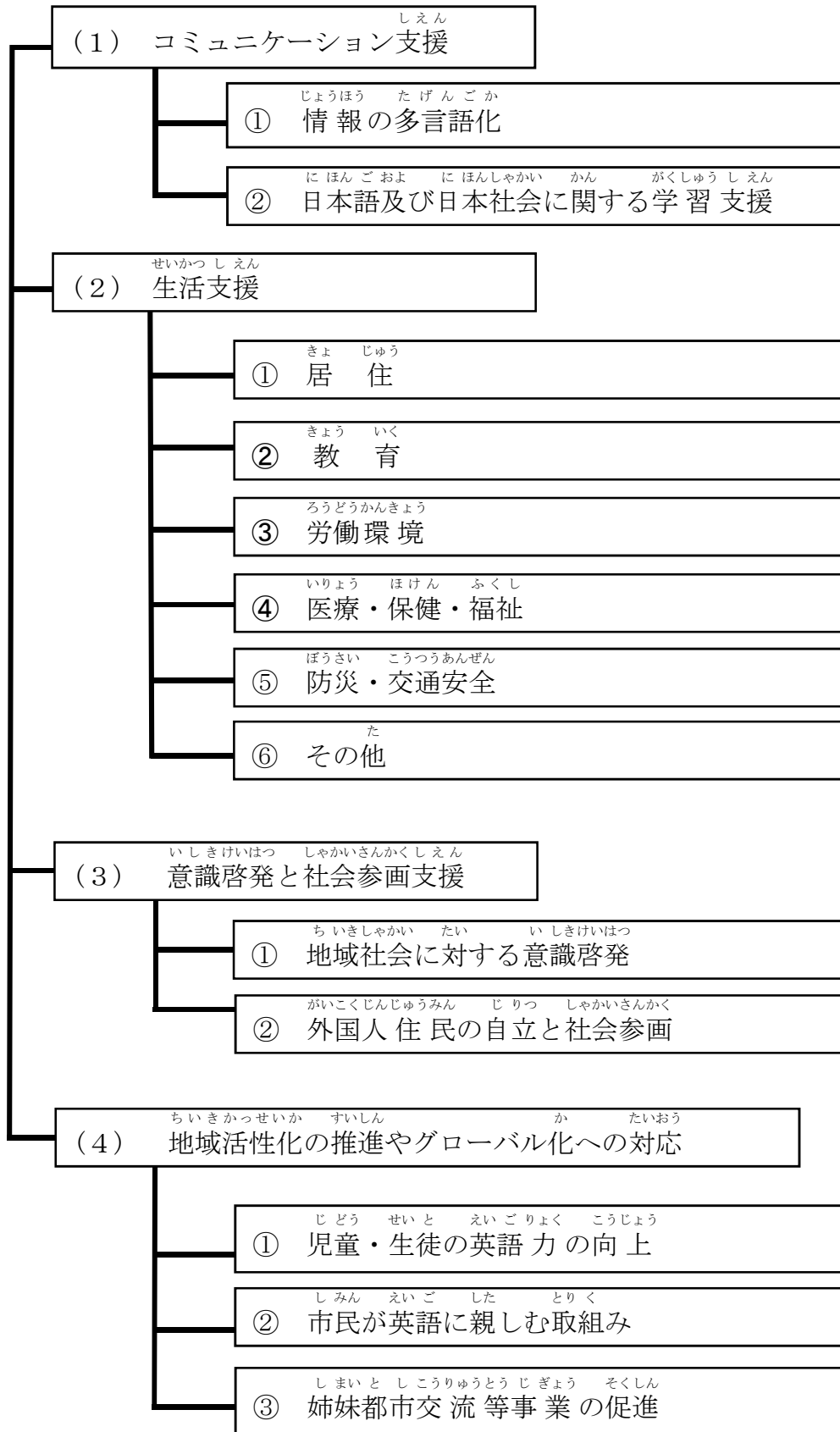
みなお かくじゅう おこな はか
見直し・拡 充 を行い、フォローアップを図ります。

まいねんど よさんへんせい しゃかいじょうせい たいおう こうかてき
また、毎年度の予算編成においても、社会 情 勢 に対応しながら、より効果的

しさく じぎょうとう けんとう みなお はか
な施策・事業等になるよう、検 討 ・見直しを図ります。

- | |
|---|
| ちょうない おうだんてき ぶしょれんけい たぶんかきょうせい すいしん |
| ① 庁 内 の横断的 な部署 連 携 による、多文化 共 生 の推 進 |
| くしきのしたぶんかきょうせいすいしんこんわかい しみん きぎょう かんけいかくきかん |
| ② いちき串木野市多文化 共 生 推進懇話会をはじめ、市民や企業、関係各機関な
ちょうがい れんけい
ど庁 外 との連 携 |
| ちいき かくしゅたい やくわり ぶんたん |
| ③ 地域における各主体の役割の分 担 |

IV. プランの体系図



《 参 考 》

1 いちき串木野市多文化共生推進プラン策定の主な経過

- 多文化共生に関するアンケート調査
 - ・期間：令和3年6月22日（火）～令和3年8月6日（金）
 - ・目的：本市の多文化共生に関する実態把握と意識調査
 - ・対象：市役所職員、外国人を雇用する市内事業所、外国人住民、地域住民

- 第1回多文化共生のまち推進検討委員会
 - ・開催日：令和3年9月21日（火）
 - ・プラン策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始

- 第1回多文化共生推進懇話会
 - ・開催日：令和3年10月8日（金）
 - ・アンケート調査結果の共有による実態・課題の把握
 - ・主な検討内容：いちき串木野市多文化共生推進プラン（素案）の構成等

- 第2回多文化共生推進懇話会
 - ・開催日：令和3年11月5日（金）
 - ・主な検討内容：いちき串木野市多文化共生推進プラン（素案）の具体的施策

- 第3回多文化共生推進懇話会（書面開催）
 - ・開催日：令和4年1月12日（水）～1月24日（月）
 - ・主な検討内容：いちき串木野市多文化共生推進プラン（素案）の基本理念

- 第4回多文化共生推進懇話会
 - ・開催日：令和4年2月4日（金）
 - ・主な検討内容：いちき串木野市多文化共生推進プラン（案）の決定

- 第2回多文化共生のまち推進検討委員会
 - ・開催日：令和4年2月14日（月）
 - ・いちき串木野市多文化共生推進プラン（案）の審査

- パブリックコメント
 - ・実施期間：令和4年2月21日（月）～令和4年3月4日（金）

- いちき串木野市多文化共生推進プラン策定
 - ・策定日：令和4年3月14日（月）

- いちき串木野市議会報告
 - ・いちき串木野市多文化共生推進プランの内容について報告
 - ・報告日：令和4年3月29日（火）

2 いちき串木野市多文化共生推進懇話会における基本理念(案)の選定経緯

基本理念(案)は、多文化共生に関するアンケート調査の結果なども踏まえ、いちき串木野市多文化共生推進懇話会(以下、懇話会)において本プラン(案)の検討を進める中で、様々な観点から熱心に意見交換の上、多くの候補案を出していただきながら、特にメッセージ性に優れ、広く共有・共感できるものとして選定されました。

なお、懇話会での主な意見は、以下のとおりでした。

- ・プランの目指す方向性をシンプルに表現し、全ての市民、関係機関・団体などの皆様に分かりやすいものであること
- ・本市の「多文化共生」の未来をイメージできるものであること
- ・誰もが幸せで安心して暮らせるまちづくりを目指すものであること
- ・思いやりの気持ちに溢れるものであること
- ・本市らしさも感じられるものであること

また、基本理念(案)に選定されなかった他の候補案につきましては、本プランの「2. 基本的施策」の(1)から(4)に適宜盛り込んでいます。

3 いちき串木野市多文化共生推進懇話会設置要綱(令和3年3月26日告示第65号)

(設置)

第1条 市民の国際的視野を広げ、国際感覚を醸成し、国籍や民族の異なる市民が互いの文化を認め合い、地域社会の一員として共に生活することができる環境を形成するため、いちき串木野市多文化共生推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の国際化及び多文化共生に係る基本的事項に関すること。
- (2) 地域の国際化及び多文化共生に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 多文化共生推進プランの策定及び事業の推進に関すること。
- (4) その他地域の国際化及び多文化共生の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国際交流機関
 - (2) 市内に住所を有する外国人住民
 - (3) 外国人住民を雇用する市内事業所
 - (4) 経済・商工団体
 - (5) 教育機関
 - (6) まちづくり協議会
 - (7) 女性団体
 - (8) 行政機関
 - (9) その他市長が特に認めるもの
- 2 懇話会の委員は、15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

4 いちき串木野市多文化共生推進懇話会委員名簿

(敬称略、会長・副会長以外は五十音順、令和4年2月4日現在)

氏 名	役 職 等
【 会 長 】 灰 床 義 博	(財)日越教育・交流協会専務理事
【 副 会 長 】 早 崎 達 哉	いちき串木野市国際交流協会会長
池 田 智 勇	鹿児島協同食品(株)営業部次長兼総務課長
井之原 翔 吾	神村学園専修学校日本語学科専任教員
後 潟 正 実	いちき串木野市立ハローワーク副所長
大久保 匡 敏	市来商工会理事
尾 野 悟	プリマハム株式会社鹿児島工場総務課長
小 原 禎 史	いちき串木野市サリナス市姉妹都市協会理事
北 山 正 樹	いちき串木野警察署警備課長
矯 傑	神村学園専修学校日本語学科留学生
久木山 純 広	いちき串木野市まちづくり連絡協議会会長
塩 屋 かよ子	いちき串木野市地域女性団体連絡協議会会長
中 尾 好 伸	(株)ナカシン冷食代表取締役
西 菌 修 一	いちき串木野商工会議所副会頭

(注) 任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日まで